

市町村立学校職員のへき地手当等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年3月28日

新潟県人事委員会

委員長 氏 家 信 彦

新潟県人事委員会規則第6-1937号

市町村立学校職員のへき地手当等に関する規則の一部を改正する規則

市町村立学校職員のへき地手当等に関する規則（規則第6-492号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p><b>第6条</b> 市町村立学校職員給与条例第30条の4第2項の規定によるへき地手当に準ずる手当を支給される職員は、<u>次に掲げる職員</u>とする。</p> <p>(1) <u>新たにへき地等学校に該当することとなつた学校に勤務する職員のうち、そのへき地等学校に該当することとなつた日（以下「指定日」という。）前に当該学校に異動し、当該異動に伴つて住居を移転した職員で、指定日において、当該異動の日から起算して3年を経過していないもの</u></p> <p>(2) <u>法第22条の4第1項の規定による採用（法の規定により退職した日の翌日におけるものに限る。以下同じ。）をされ、かつ、当該採用の日の前日に在勤していたへき地等学校に引き続き在勤することとなつた職員のうち、当該採用の日前から引き続き勤務していたものとした場合に、前号に規定する新たにへき地等学校に該当することとなつた学校に在勤する職員で、指定日前3年以内に当該学校に異動し、当該異動に伴つて住居を移転したものとなるもの</u></p> <p>(3) <u>法第22条の4第1項の規定による採用をされた職員で、当該採用の日の前日に市町村立学校職員給与条例第30条の4第1項又は第2項の規定によるへき地手当に準ずる手当を支給されていたものうち、当該採用の日前から引き続き勤務していたものとした場合に、これらの項の規定によるへき地手当に準ずる手当の支給要件を具備することとなるもの</u></p> <p>(4) <u>前3号に掲げるもののほか、前3号に規定する職員との権衡上必要がある職員として委員会が認めるもの</u></p> <p>2 前項に規定する職員に支給するへき地勤務手当に準ずる手当の支給期間及び額は、<u>次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。</u></p>	<p><b>第6条</b> 市町村立学校職員給与条例第30条の4第2項の規定によるへき地手当に準ずる手当の<u>支給される職員は、新たにへき地等学校に該当することとなつた学校に勤務する職員のうち、そのへき地等学校に該当することとなつた日（以下この条において「指定日」という。）前に当該学校に異動し、当該異動に伴つて住居を移転した職員で、指定日において、当該異動の日から起算して3年を経過していないものとする。</u></p> <p>2 前項の職員に支給するへき地手当に準ずる手当の支給期間及び額は、<u>当該職員の指定日に勤務する学校が、同項に規定する異動の日前にへき地等学校に該当していたものとした場合に、前条の規</u></p>

定により指定日以降支給されることとなる期間及び額とする。

(1) 前項第1号に規定する職員 当該職員の指定日に在勤する学校が当該異動の日前にへき地等学校に該当していたものとした場合に前条の規定により指定日以降支給されることとなる期間及び額

(2) 前項第2号に規定する職員 当該職員が同号の採用の日前から定年前再任用短時間勤務職員(法第22条の4第1項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。)として引き続き勤務していたものとした場合に前条の規定により指定日以降支給されることとなる期間及び額

(3) 前項第3号に規定する職員 当該職員が同号の採用の日前から定年前再任用短時間勤務職員として引き続き勤務していたものとした場合に前条又はこの項の規定により当該採用の日以降支給されることとなる期間及び額

(4) 前項第4号に規定する職員 別に委員会が定める期間及び額

別表第1 (第2条、第4条関係)

へき地学校級別区分

所在地	学 校	級別区分
(略)		
佐 渡 市	(略)	3 級 地
(略)		

別表第3 (第3条関係)

特別地学校

所在地	学 校
(略)	(略)
十日町市	(略)
(略)	(略)

別表第1 (第2条、第4条関係)

へき地学校級別区分

所在地	学 校	級別区分
(略)		
佐 渡 市	(略) 赤泊中学校 赤泊学校給食センター	3 級 地
(略)		

別表第3 (第3条関係)

特別地学校

所在地	学 校
(略)	(略)
十日町市	馬場小学校
(略)	(略)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(暫定再任用職員に係る経過措置)

2 職員の定年等に関する条例の一部を改正する等の条例(令和4年条例第31号。以下「令和4年改正条例」という。)附則第3条第4項に規定する暫定再任用職員(以下「暫定再任用職員」という。)に対するこの規則による改正後の市町村立学校職員のへき地手当等に関する規則(以下「改正後の規則」という。)第6条第1項及び第2項の規定の適用については、同条第1項第2号中「法第22条の4第1項の規定による採用」とあるのは「暫定再任用(職員の定年等に関する条例の一部を改正する等の条例(令和4年条例第31号。以下「令和4年改正条例」という。)附則第3条第1項第4号に規定する暫定再任用をいう。以下同じ。)」と、同項第3号中「法第22条の4第1項の規定による採用」とあるのは「暫定再任用」と、同条第2項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員(法第22条の4第1項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。)」とあるのは「暫定再任用職員(令和4年改正条例附則第3条第4項に規定する暫定再任用職員をいう。以下同じ。)」と、同項第3

号中「定年前提任用短時間勤務職員」とあるのは「暫定再任用職員」とする。

(定年前提任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員へのへき地手当に準ずる手当に関する経過措置)

- 3 改正後の規則第6条第1項第1号の規定は、令和7年4月1日以後に法第22条の4第1項、令和4年改正条例附則第3条第1項若しくは第2項又は附則第4条第1項若しくは第2項の規定（以下「法第22条の4第1項等の規定」という。）による採用をされた定年前提任用短時間勤務職員（法第22条の4第1項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）及び暫定再任用職員について適用する。
- 4 改正後の規則第6条第1項第2号の規定は、令和7年4月1日以後に法第22条の4第1項等の規定による採用をされ、当該採用の日前から引き続き勤務していたものとした場合に、同号の規定する異動をした日が令和7年4月1日以後である定年前提任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員について適用する。
- 5 改正後の規則第6条第1項第3号の規定は、令和7年4月1日以後に法第22条の4第1項等の規定による採用をされ、当該採用の日の前日に支給されていた市町村立学校職員の給与に関する条例（昭和30年条例第61号）第30条の4第1項又は第2項の規定によるへき地手当に準ずる手当の支給要件を具備するに至った日が令和7年4月1日以後である場合について適用する。